

厚生労働省岐阜労働局 発表
平成22年11月17日

| | |
|--------|--------------------------------|
| 担 当 | 岐阜労働局 労働基準部 賃金室 |
| | 室長 脇田 恭弘 |
| | 賃金指導官 加賀 勝仁 電話 058-245-8104 |

特定（産業別）最低賃金が変わります

電機関係、自動車、航空機各製造業は引上げ、紡績業は廃止

岐阜労働局（局長：矢部憲一）は、岐阜地方最低賃金審議会（会長：川島和男弁護士）の答申を受け、本日までに下表に示す3業種の特定（産業別）最低賃金の改正決定を行い、官報に公示した。

改正内容は、3業種の時間額を5円から7円引上げるものであり、効力の発生日はいずれも本年12月17日である。

改正決定の具体的内容は、次のとおりである。

| 業 種 | 改正時間額 | 引上額・率 | 改正前時間額 |
|-----------------------------------|-------------|---------------|--------|
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 777円 | 7円 (0.91%) | 770円 |
| 自動車・同附属品製造業 | 815円 | 6円 (0.74%) | 809円 |
| 航空機・同附属品製造業 | 865円 | 5円 (0.58%) | 860円 |

また、紡績業最低賃金についても、岐阜地方最低賃金審議会の答申を受け、本年12月16日限りで廃止することを決定し、官報に公示した。廃止後は岐阜県最低賃金が適用されることとなる。ただし、現時点でも、紡績業最低賃金の額（時間額700円）が、岐阜県最低賃金の額（時間額706円）を下回っているため、最低賃金法の規定により岐阜県最低賃金が適用されている。

陶磁器・同関連製品、耐火物製造業最低賃金については関係労使から改正の申出がなかったため、改正審議を行っていない。

なお、岐阜県内のすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」は、本年10月17日から時間額706円（10円の引上げ）となっている。

1 最低賃金額の推移

| | | 平成 13 年 | 14 年 | 15 年 | 16 年 | 17 年 | 18 年 | 19 年 | 20 年 | 21 年 | 22 年 |
|-----------------|-------------|---------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|----------|----------|-------|
| 岐阜県最低賃金 | 金額 (時間額) | 6 6 8 | 6 6 8 | 6 6 8 | 6 6 9 | 6 7 1 | 6 7 5 | 6 8 5 | 6 9 6 | 6 9 6 | 7 0 6 |
| | 引上率 (%) | 0.75 | 0.00 | 0.00 | 0.15 | 0.30 | 0.60 | 1.48 | 1.61 | 0.00 | 1.44 |
| 紡績業 | 金額 (時間額) | 6 8 7 | 6 8 8 | 6 8 8 | 改正 なし | 6 9 0 | 6 9 4 | 7 0 0 | 申出 なし | 申出 なし | 廃止 |
| | 引上率 (%) | 0.73 | 0.15 | 0.00 | | 0.29 | 0.58 | 0.86 | | | |
| 電気 (注 3) | 金額 (時間額) | 7 3 5 | 7 3 6 | 7 3 7 | 7 3 8 | 7 4 2 | 7 4 7 | 7 5 8 | 7 6 7 | 7 7 0 | 7 7 7 |
| | 引上率 (%) | 0.68 | 0.14 | 0.14 | 0.14 | 0.54 | 0.67 | 1.47 | 1.19 | 0.39 | 0.91 |
| 自動車・同附属品 製造業 | 金額 (時間額) | 7 7 1 | 7 7 2 | 7 7 3 | 7 7 5 | 7 7 9 | 7 8 5 | 7 9 6 | 8 0 7 | 8 0 9 | 8 1 5 |
| | 引上率 (%) | 0.78 | 0.13 | 0.13 | 0.26 | 0.52 | 0.77 | 1.40 | 1.38 | 0.25 | 0.74 |
| 航空機・同附属品 製造業 | 金額 (時間額) | 8 3 0 | 8 3 1 | 8 3 1 | 8 3 2 | 8 3 5 | 8 4 0 | 8 4 9 | 8 5 7 | 8 6 0 | 8 6 5 |
| | 引上率 (%) | 0.61 | 0.12 | 0.00 | 0.12 | 0.36 | 0.60 | 1.06 | 0.94 | 0.35 | 0.58 |

注 1 : 「金額」欄は改正後の金額を記載

注 2 : 陶磁器・同関連製品、耐火物製造業最低賃金については、現行額（時間額 7 1 4 円、日額 5 , 7 0 8 円）が平成 1 0 年 1 2 月 2 5 日に発効してから改正を行っていないため、本推移表からは省略した。

注 3 : 「電気」は、平成 1 4 年改正前までは「電気機械器具製造業」、平成 1 4 年改正から平成 2 0 年改正前までは「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」、平成 2 0 年改正から現行の「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」

注 4 : 「岐阜県最低賃金」、「自動車・同附属品製造業」には平成 1 4 年度改正前まで、「紡績業」「電気」には平成 1 5 年改正前まで、「航空機・同附属品製造業」には平成 1 6 年度改正前までそれぞれ日額賃金を定めていたが、現在は廃止となっているため、本推移表では省略した。

2 適用労働者数（平成 2 2 年 6 月現在の推計）

(1) 「電気」 : 19 , 6 0 0 人 (2) 「自動車」 : 18 , 2 0 0 人 (3) 「航空機」 : 7 , 0 0 0 人
(4) 「陶磁器」 : 10 , 4 0 0 人 (5) 「紡績」 : 6 0 0 人 産業別最賃計 : 55 , 8 0 0 人
(参考 「岐阜県最低賃金」 : 7 2 万 3 , 0 0 0 人)